2　有期労働契約の更新等
　有期労働契約であって㈠又は㈡のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなすこととした。（第一九条関係）
㈠　当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであって、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められること。
㈡　当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められること。
3　期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止
　有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（3において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないこととした。（第二〇条関係）
4　附則
㈠　経過措置
　1は、1の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、1の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、1㈠の通算契約期間には、算入しないこととした。（改正法附則第二項関係）
㈡　検討規定
　政府は、1の施行後八年を経過した場合において、1について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（改正法附則第三項関係）
㈢　施行期日
　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、1、3並びに㈠及び㈡は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（法律第五七号）（環境省）

1　目的
　この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
2　定義（第二条関係）
㈠　「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を除く。）であって、廃棄物となった場合に、効率的な収集及び運搬が可能であること等が認められるものとして政令で定めるものをいうこととした。
㈡　「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいい、「再資源化」とは、これを製品の一部として利用することができる状態にすることをいうこととした。
3　基本方針
　主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関し、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標等について基本方針を定めることとした。（第三条関係）
4　責務
　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関し、国、地方公共団体、消費者、事業者、小売業者及び製造事業者の責務を定めることとした。（第四条～第九条関係）
5　再資源化事業計画の認定等（第一〇条及び第一一条関係）
㈠　使用済小型電子機器等の再資源化のための収集、運搬及び処分の事業を行おうとする者（収集、運搬又は処分を他人に委託して当該事業を行おうとする者を含む。）は、その事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとした。
㈡　再資源化事業計画においては、使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域、再資源化事業の内容等の事項を記載しなければならないこととした。
㈢　主務大臣は、提出された再資源化事業計画が、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資する等の要件に適合すると認めるときは、その認定をすることとした。
㈣　認定を受けた再資源化事業計画の変更及び認定の取消しについて規定することとした。
6　使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務
　認定事業者は、再資源化事業計画に記載した区域内の市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないこととした。（第一二条関係）
7　認定事業者等に係る特例（第一三条及び第一四条関係）
㈠　認定事業者及び認定事業者の委託を受けた者（認定計画に記載された者に限る。）は、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとした。
㈡　認定事業者は、㈠に規定する行為（産業廃棄物の収集、運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定計画に記載された者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならないこととした。
㈢　㈠に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項並びに第七条第一三項等の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者等とみなすこととした。
㈣　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例を定めることとした。
8　指導及び助言
　主務大臣は、認定事業者等に対し、必要な指導及び助言を行うものとすることとした。（第一五条関係）
9　報告徴収等（第一六条～第一八条及び第二一条関係）
㈠　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、報告及び立入検査をさせることができることとするとともに、所要の罰則規定を設けることとした。
㈡　主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会、又は協力を求めることができるものとすることとした。
10　主務大臣等（第一九条及び第二〇条関係）
㈠　この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とすることとした。
㈡　この法律に規定する主務大臣の権限の委任について規定することとした。
11　施行期日等（附則関係）
㈠　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
㈡　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。
㈢　この法律の施行に関し、登録免許税法の規定の整備を行うものとすることとした。